

その他の紙類

で、1枚の容器包装ごみ（無色）袋（有料）に入れて出す

その他の紙類		<p>(注)</p> <p> マークの表示については、平成13年4月より表示が義務付けされております。それ以前のものにつきましては、表示がありませんが、分別は同じく行ってください。</p>
	マークが表示されているもの	

※ 空箱等は開き（細かくちぎったりしないで）、プラスチック等の紙以外のものは取り除き、出してください。



お菓子・文房具等の空箱



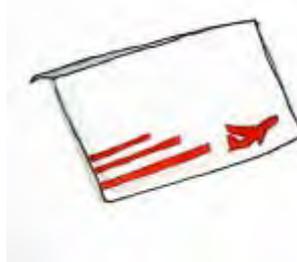
持ち帰りよう紙袋



紙袋



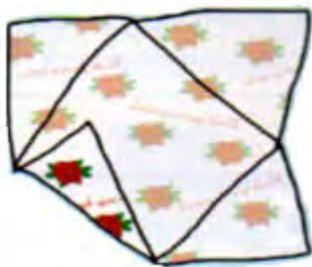
空箱



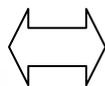
宅配便等の厚紙封筒



茶色封筒



包装紙



※ 紙製の包装紙につきましては、1m30cm四方以下であれば、識別表示がないとされています。ただし、特定の商品を包装する場合には、記載するようになっておりますが表示がなくとも「容器包装ごみ」(その他の紙類)にて排出してください。